



茨城県報

第 1907 号

平成19年 9 月 6 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

●医療機関及び施術機関の指定及び廃止（福祉指導課）	1
●受胎調節実地指導員の指定（子ども家庭課）	3
●障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業の廃止（障害福祉課）	3
●大規模小売店舗の新設の届出（中小企業課）	3
●大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告（3件）（中小企業課）	4
●道路の区域の変更（道路維持課）	7
●大洗港臨港地区内の分区の変更（港湾課）	7
●事業計画の変更の認可（下水道課）	8

公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課）	8
●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告（生活文化課）	9
●公共測量の実施（用地課）	9
●開発行為の工事完了（3件）（建築指導課）	10
●道路の位置の指定（建築指導課）	10

正 誤

●平成19年 5 月10日付け茨城県報第1873号中	11
●平成19年 5 月31日付け茨城県報号外第92号中	11

告 示

茨城県告示第1120号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定による医療機関及び施術機関について、次のとおり指定及び廃止したので、同法第55条の2の規定に基づき告示する。

平成19年 9 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

コ ー ド 名 称	所 在 地	診療科目等	開 設 者	指定等 年月日	区分
0113795 かわだクリニック	水戸市河和田 3-2351-4	精神科・内科	酒井 輝雄	平成19年 6月30日	廃止
0114488 医療法人社団大関会 か わだクリニック	水戸市河和田 2-2351-4	内科・精神科	医療法人社団 大関会	平成19年 7月1日	指定
2031264 つるみ矯正歯科	つくば市二の宮 1-14-41	歯科	鶴見 淳子	平成19年 6月30日	廃止
2031736 つるみ矯正歯科	つくば市二の宮 1-14-41	歯科	医療法人社団 洗友会	平成19年 7月1日	指定
2030886 つるみ歯科医院	つくば市下河原崎194-1	歯科	鶴見 尚史	平成19年 6月30日	廃止
2031728 つるみ歯科医院	つくば市河原崎194-1	歯科	医療法人社団 洗友会	平成19年 7月1日	指定
2410066 医療法人社団健盛会 守 谷記念病院	守谷市松並1630-1	外科・内科・整形外 科・消化器科	医療法人社団 健盛会	平成19年 7月2日	廃止
2410371 医療法人慶友会 守谷記 念病院	守谷市松並1630-1	内科・外科・消化器 科・整形外科	医療法人慶友会 守谷記念病院	平成19年 7月3日	指定
2040966 こうやだい薬局	つくば市高野台 2-15-23	調剤	(株)エイ・ビー・ シー・ドラッグ アンドファーマ ケア	平成19年 6月30日	廃止
2041493 こうやだい薬局	つくば市高野台 2-15-23	調剤	有限会社 AP C	平成19年 7月1日	指定
0211912 クリニックMAO	日立市みなと町 1-10	精神科・神経科・内 科	クリニックMA O	平成19年 6月20日	指定
1230339 聖愛メモリアルクリニッ ク医科・歯科	常陸太田市山下町1696-3	一般歯科・小児歯科	医療法人社団 せいあい会 聖 愛メモリアルク リニック医科・ 歯科	平成19年 7月13日	指定
2031710 がくえん歯科	つくば市竹園 2-7-11	小児歯科・歯科口腔 外科・歯科	飯島 勝勲	平成19年 6月20日	指定
841 廣瀬温 (さくら整骨院)	つくば市上の室384-1	柔道整復	廣瀬 温	平成19年 8月21日	指定
2230064 本間歯科医院第二診療所	鹿嶋市宮中2324-14	歯科・小児歯科・矯 正歯科	本間百合子	平成19年 7月10日	指定
2430417 たつざわ歯科クリニック	守谷市大柏875-1	歯科・小児歯科・歯 科口腔外科・矯正歯 科	笠井 大悟	平成19年 6月20日	指定
2510261 御前山診療所	常陸大宮市野口1135-3	内科・外科・リハビ リテーション科	窪木 外造	平成19年 5月22日	指定
7430172 佐久間歯科	小美玉市堅倉1617-1	歯科・小児歯科	宇野 哲平	平成19年 6月20日	指定
842 みやもと整骨院	稲敷郡阿見町阿見4281-7	柔道整復	宮本 浩樹	平成19年 7月23日	指定
0640684 協和調剤薬局ようさん支 局	筑西市下中山1192-2	調剤	株式会社協和ホ スピタルサービ ス	平成19年 7月19日	指定

~~~~~

**茨城県告示第1121号**

母体保護法（昭和23年法律第156号）第15条第 1 項の規定により，次の者を平成19年 8 月29日に受胎調節実地指導員に指定した。

平成19年 9 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

氏 名 佐 伯 順 子

住 所 茨城県土浦市真鍋新町 3 番21－309号

**茨城県告示第1122号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第 1 項に規定する廃止の届出があったので，同法第51条第 1 項の規定により告示する。

平成19年 9 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

| 事業所の番号     | 事業所の名称          | 事業所の所在地           | 事業者の名称            | サービスの種類              | 廃止年月日           |
|------------|-----------------|-------------------|-------------------|----------------------|-----------------|
| 0811900083 | 障害福祉サービス事業所「モア」 | 牛久市田宮 3 丁目 8 番地 6 | 特定非営利活動法人<br>おおぞら | 自立訓練（生活訓練）<br>就労移行支援 | 平成19年<br>7 月31日 |

**茨城県告示第1123号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について，同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は，本日から 4 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお，この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成19年 9 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

**1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名****(1) 名称及び代表者氏名**

3 1 0 ・ 2 号特定目的会社

取締役 須 貝 信

**(2) 住所**

東京都中央区日本橋一丁目 4 番 1 号日本橋一丁目ビルディング

**2 届出事項の概要****(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地**

（仮称）水戸駅前サウスタワー

水戸市宮町一丁目中央街区第 2 工区 外

**(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名**

| 氏 名 又 は 名 称   | 住 所                   | 代表者氏名   |
|---------------|-----------------------|---------|
| 株式会社ヤマダ電機     | 群馬県前橋市日吉町 4 丁目40番地の11 | 山 田 昇   |
| 株式会社サークルKサンクス | 愛知県稲沢市天池五反町一番地        | 中 村 元 彦 |

## (3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成20年11月21日

## (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

8,456㎡

## (5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 403台

イ 駐輪場の収容台数 18台

ウ 荷さばき施設の面積 142㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 48㎡

## (6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前0時(一部午前9時)

(閉店時刻) 翌午前0時(一部午後10時)

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間(一部午前8時～翌午前0時)

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

5箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前7時～翌午前4時

## 3 届出年月日

平成19年7月31日

## 茨城県告示第1124号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成19年9月6日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 大規模小売店舗の概要

## (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社日立ライフ青葉店舗

ひたちなか市青葉町3番12号

## (2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出(第6条第1項)

平成19年 6 月18日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗の名称

(変更前) 日立ライフサービス株式会社青葉店

(変更後) 株式会社日立ライフ青葉店舗

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

| 氏 名 又 は 名 称   | 住 所              | 代表者氏名   |
|---------------|------------------|---------|
| 日立ライフサービス株式会社 | 日立市城南町 3 - 4 - 1 | 上 野 洋 二 |

(変更後)

| 氏 名 又 は 名 称 | 住 所                      | 代表者氏名 |
|-------------|--------------------------|-------|
| 株式会社ツルハ     | 北海道札幌市東区北24条東20丁目 1 - 21 | 鶴 羽 樹 |

(3) 届出年月日

平成19年 5 月30日

2 市町村の意見

特になし

~~~~~

茨城県告示第1125号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成19年 9 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

水戸駅ビルエクセル

水戸市宮町一丁目 1 番 1 号

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 1 項）

平成19年 8 月 9 日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 中 島 二三男

(変更後) 高 橋 信 一

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	変更年月日
株式会社キディランド	東京都台東区鳥越 1-8-2 鳥越 F ビル ディング 7 F	松 本 隆 三	平成19年 3 月31日
株式会社パスポート	東京都品川区五反田 7-22-1 東京卸売 センター10 F 37号	水 野 純	平成19年 4 月 1 日

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	変更年月日
有限会社ハウスオブグッズ	東京都八王子市大和田町 5-29-5 カス タムビル 1 F	雨 宮 由 直	平成19年 4 月15日
株式会社パステル	福島県郡山市島 1-28-5	鈴 木 和 彦	平成19年 6 月28日

(3) 届出年月日

平成19年 7 月23日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第1126号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間茨城県商工労働部中小企業課及び県南地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

平成19年 9 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ワンダーグー守谷店

守谷市松ヶ丘 6 丁目 6-4

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出（第 6 条第 2 項）

平成19年 5 月21日

イ 変更した事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

(変更前) 午後11時

(変更後) 翌午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 8 時30分～午後11時30分

(変更後) 午前 8 時30分～翌午前 0 時30分

(3) 届出年月日

平成19年 5 月 2 日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
守谷市	車両等の騒音，特に早朝，夜間における騒音については「騒音対策の計画」を徹底するとともに，夜間における光対策についても配慮し，近隣住民の生活環境への影響に配慮すること。	騒音及び夜間の光対策については，周辺の住民が最も望んでいるもので，苦情等が出た際は速やかな対応策の実施をお願いしたい。
	夜間の施設内及び駐車場の警備・巡回を徹底すること。	夜間の警備・巡回を徹底するとともに，警察との連絡体制を密にし，地域住民の不安解消を図られたい。
	地域住民から要望等があった場合は誠意をもって対応すること。	地域住民から要望・苦情等が出た場合は誠意を持って速やかな対応策の実施をお願いしたい。

茨城県告示第1127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき，道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は，平成19年 9 月 6 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成19年 9 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 谷田部藤代線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
つくば市駒込字鼬堀2075番14地先から つくば市小山字小山2285番1地先まで	旧	メートル 最大 14.8 最小 13.7	メートル 240	
	新	最大 24.0 最小 13.9	240	現 道 拡 幅

茨城県告示第1128号

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定に基づき，大洗港臨港地区内の次の分区を変更したので，当該分区の変更に関する図書を公衆の縦覧に供する。

平成19年 9 月 6 日

大洗港港湾管理者 茨城県

代表者 茨城県知事 橋 本 昌

- 1 分区の変更
東茨城郡大洗町大字磯浜町字東及び字大洗下より大貫境までの商港区のうち一部を漁港区に変更する。
- 2 縦覧の場所
(1) 水戸市笠原町978番6

茨城県土木部港湾課

(2) 東茨城郡大洗町港中央 7 番地

茨城県大洗港湾事務所

茨城県告示第1129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年 9 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 小美玉市

2 都市計画事業の種類及び名称

小美玉都市計画下水道事業小美玉市公共下水道

3 事業施行期間

平成元年 2 月 9 日から平成25年 3 月31日まで

4 事業地

(a) 収用の部分 変更なし

(b) 使用の部分 平成17年茨城県告示第702号、平成18年茨城県告示第204号、平成18年茨城県告示第232号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域

小美玉市竹原下郷字金子谷並びに中野谷字天神谷及び中台字天神山、字原道、字天神谷

並びに川戸字麻生、字梨木、字野錢並びに山野字荒牧田、字荒蒔田、字古火ノ番、字外之内後

並びに与沢字大山、字かじや久保、字北山、字外之内前、ワナメ形並びに外之内字巾木免並び

に幡谷字田中、字堀米、字原、字坂戸内、田中山、字細久保、字人形塚及び山野字立ノ内、字

サイカチ、字権現山、字サルガクボ、字館ノ内の各一部

公 告

●特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同項第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成19年10月29日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成19年 9 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成19年 8 月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 環境NPOいばらき

3 代表者の氏名

飛 田 秀 幸

4 主たる事務所の所在地

茨城県水戸市元吉田町2649番地の21

5 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民及びあらゆる事業者を対象として、エコアクション21の認証取得支援、並びにエコアクション21の普及活動、環境保全に関する啓蒙及び普及活動に関する事業を行い、環境の保全に寄与することを目的とする。

●特定非営利活動法人の定款変更認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更認証申請について、次のとおり申請があったので、同項第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告する。

なお、当該定款変更認証申請に係る同項に規定する書類は、平成19年10月24日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成19年 9 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 申請のあった年月日

平成19年 8 月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 心身障害者職業自立事務所ひまわり工房

（設立認証：平成16年 3 月19日、設立：平成16年 4 月 1 日）

3 代表者の氏名

白 石 安 子

4 主たる事務所の所在地

茨城県土浦市大畑1510番地83

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者の自立自助の考えに基づき、障害者の社会参加への意欲を高め、職業訓練などによる自立を促す活動を行う。また、社会の一員として地域に参加できるように働く場の確保と自活の支援を行い、障害者の人権が保障されるまちづくりを推進することを目的とする。

●公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第5条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第39条の規定において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年 9 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 測 量 機 関 坂東市

2 作業の種類 公共測量（1／2500デジタルマッピング修正）

3 作 業 期 間 平成19年 8 月20日から平成20年 3 月19日まで

4 作 業 地 域 坂東市大字岩井，大字沓掛

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第 3 項の規定により公告する。

平成19年 9 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂市南酒出字宮ノ台178番 4 , 同番 6

- 2 事業主の住所及び氏名

ひたちなか市はしかべ 2 丁目 6 番10号 (パストラルはしかべ E202号)

海 野 一 徳

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字船場字後山721番19, 同番21, 同番22

- 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村大字船場345番地 4

後 藤 恵

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

潮来市永山字堂前524番 4 , 525番 3

- 2 事業主の住所及び氏名

東京都千代田区二番町 8 番地 8

株式会社セブンイレブンジャパン

代表取締役 山 口 俊 郎

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年 9 月 6 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路の幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
鹿総建指令 第 156 号	平成 19 年 8 月 28 日	有限会社イ ゴー産業 井郷 和吉	銚田市台濁沢104番 地 1	鹿嶋市大字荒井字中 454番 3	メートル 6.23	メートル 64.84

正 誤

平成19年 5 月10日付け茨城県報第1873号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
20	上から 3	「委員長」を「委員会」	「委員長の議決」を「委員会の議決」



平成19年 5 月31日付け茨城県報号外第92号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から 6	様式第 5 号中「最低制限価格」を「最低制限基本価格」に改める。	様式第 5 号中「最低制限」を「最低制限基本」に改める。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)